明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（一六六）　三
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六七）　六
○電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令及び情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一六八）　七
○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一六九）　七
○通貨の単位及び貨幣の発行等に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七〇）　七
○私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令（一七一）　七
○電子委任状の普及の促進に関する法律施行規則の一部を改正する命令（デジタル庁・総務七）　七
〔告　示〕
○日本国に帰化を許可する件（法務九九）　八
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁八）　九
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛八一、八二）　九
〔国会事項〕　九
〔人事異動〕
内閣　外務省　一〇
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一一
〔官庁報告〕
官庁事項
登録実施機関の登録事項の変更について（九州運輸局）　一二
法　務
公証人任免　一二
〔デジタル庁令・省令〕
〔資　料〕
機械受注統計調査報告（令和五年二月）（実績）（内閣府）　一二
〔公　告〕
諸事項
官庁
有権者申出方、建設業の営業の停止命令関係　一三
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等
共済組合定款の一部変更（農林水産省・林野庁）関係　一三
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一六六号）（総務省）

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和三年法律第三七号）附則第一条第七号に規定する施行期日を次のとおりとすることとした。

1　特定署名用電子証明書記録情報の提供の方法等に係る規定　令和五年五月八日

2　移動端末設備用署名用電子証明書、移動端末設備用利用者証明用電子証明書等に係る規定　令和五年五月一一日

◇電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一六七号）（総務省）

1　地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）が行う特定署名用電子証明書記録情報の署名検証者等への提供は、次のいずれかの方法により行うものとすることとした。（第一四条の二関係）

㈠　機構の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名検証者等の使用に係る電子計算機に特定署名用電子証明書記録情報を送信する方法

㈡　機構から特定署名用電子証明書記録情報を記録した電磁的記録媒体を署名検証者等に送付する方法

2　団体署名検証者が行う特定署名用電子証明書記録情報の提供は、団体署名検証者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて署名確認者の使用に係る電子計算機に送信する方法により行うものとすることとした。（第一六条の二関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

4　この政令は、令和五年五月八日から施行することとした。